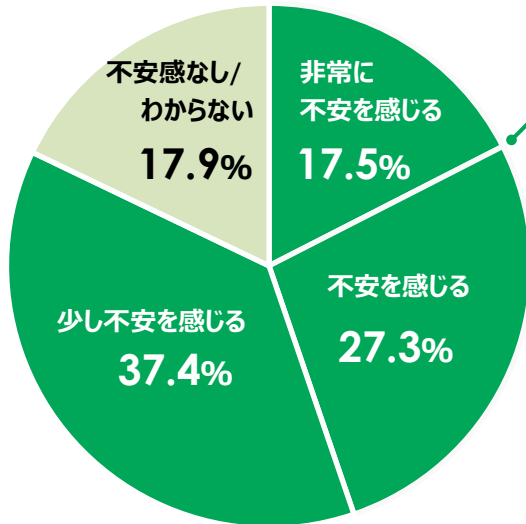


# 「自助努力」について考えてみませんか？

出典：（公財）生命保険文化センター 令和4年度「生活保障に関する調査」

## Q.老後の生活に対する不安ありますか？

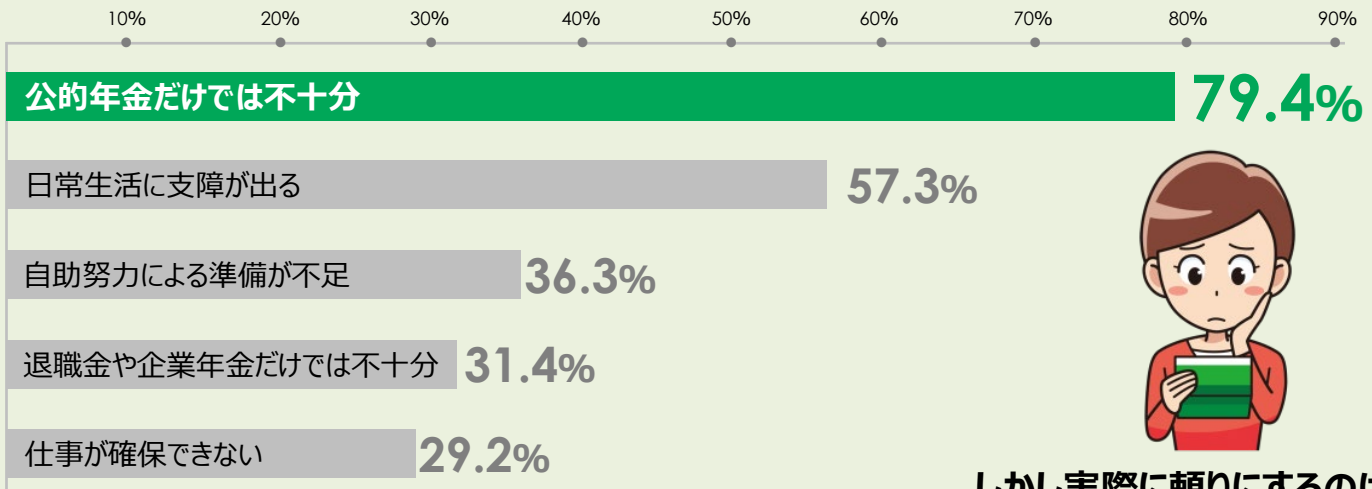


不安感あり  
82.2%



何が不安かと言えば・・・。

## Q.老後生活に対する主な不安の内容は？



しかし実際に頼りにするのは・・・。

## Q.老後の生活資金をまかなう手段は？

87.0%の方が「公的年金」と回答



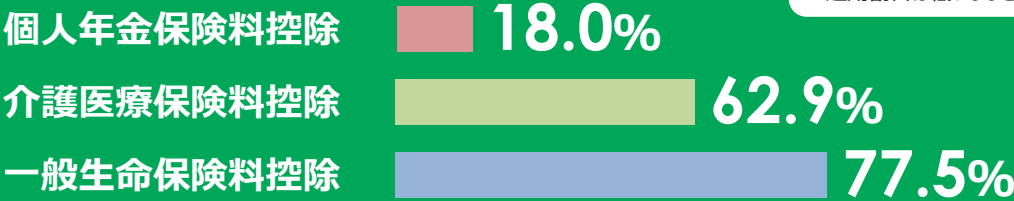
やはり、老後の生活資金として頼りになるのは「公的年金」です。が、しかし・・・。



多くの方が公的年金を頼りにされていますが、その一方で、「公的年金だけでは生活資金が足りなくなるかもしれない・・・」という不安も持たれています。公的年金を補完する**個人年金保険**を活用して、老後を「**自分の時間を楽しむ時代**」にしませんか？  
そのためにも、お知らせしたい情報が2ページ目にあります。

# Q.個人年金保険料控除をご存知ですか？

給与所得者数に占める各保険料控除の適用割合＊  
(出典：国税庁「令和4年民間給与実態統計調査」)



＊ 納税者を対象としてマニライフ生命が算出

保険料控除の中で「個人年金保険料控除」の適用割合は低いままとなっています。



## 「個人年金保険料控除」を受けた場合の税金の軽減額の例

- 個人年金保険料控除とは、1年間に個人年金保険の保険料として支払った金額のうち、一定額を所得から差し引くことができる制度で、所得税や住民税の負担を軽減する効果があります。

下表は、給与所得者である世帯主が2012年1月1日以降に結んだ契約の個人年金保険料を年間8万円以上支払った場合、所得税と住民税がそれぞれどれくらい軽減されるかの目安を示したものです。  
※「夫婦」は、いずれか1人が年収を得ている前提です。

| 家族構成                                                                                         | 年収      | 軽減額合計<br>(①＋②) | ※所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険料控除を受けた場合 |           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------|--------------------------------|-----------|
|                                                                                              |         |                | 所得税軽減額(①)                      | 住民税軽減額(②) |
|  単身世帯      | 400万円   | 4,800円         | 2,000円                         | 2,800円    |
|                                                                                              | 600万円   | 6,900円         | 4,100円                         |           |
|                                                                                              | 800万円   | 11,000円        | 8,200円                         |           |
|  夫婦のみ     | 600万円   | 6,900円         | 4,100円                         |           |
|                                                                                              | 800万円   | 11,000円        | 8,200円                         |           |
|                                                                                              | 1,000万円 | 11,000円        | 8,200円                         |           |
|  夫婦と子供2人＊ | 600万円   | 4,800円         | 2,000円                         |           |
|                                                                                              | 800万円   | 6,900円         | 4,100円                         |           |
|                                                                                              | 1,000万円 | 11,000円        | 8,200円                         |           |

＊ 大学生と16歳以上の高校生

出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険と税金の知識」(2022年4月改訂版)をもとにマニライフ生命にて作成

## 【個人年金保険料控除が適用される条件】

個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約を付加する必要があります。  
次のすべてを満たす場合に、契約者のお申出により付加できます。

- 年金受取人は契約者またはその配偶者であること
- 年金受取人は被保険者と同一人であること
- 保険料払込期間が10年以上あること
- 確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上かつ年金支払期間が10年以上であること

注) 個人年金保険料税制適格特約を付加しない場合、所定の条件を満たすときに、お払い込みいただく保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

※当資料は情報提供を目的としたものであり、特定の商品を推奨または勧誘するものではありません。また、当資料は信頼できる情報源から得たデータに基づき作成しておりますが、その正確性や完全性については、作成者であるマニライフ生命が保証するものではありません。  
※税務上のお取り扱いについては、2024年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

〔資料作成〕

マニライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2  
東京オペラシティタワー30階  
公式ウェブサイト：www.manulife.co.jp